

■ 分離課税の税率

所得の種類		市民税	府民税	
退職所得		6.0%	4.0%	
長期譲渡所得	一般	3.0%	2.0%	
	優良住宅の造成等のために土地等を取得した場合	譲渡益2千万円以下の部分	2.4%	1.6%
		譲渡益2千万円超の部分	3.0%	2.0%
	10年超の居住用財産を譲渡した場合	譲渡益6千万円以下の部分	2.4%	1.6%
		譲渡益6千万円超の部分	3.0%	2.0%
短期譲渡所得	一般	5.4%	3.6%	
	国または地方公共団体等に土地等を譲渡した場合	3.0%	2.0%	
未公開株式等に係る譲渡所得		3.0%	2.0%	
上場株式等に係る譲渡所得		3.0%	2.0%	
上場株式等に係る配当所得		3.0%	2.0%	
先物取引に係る雑所得等		3.0%	2.0%	